

(登録事業者の皆様へ)

令和3年5月7日

Go To Eat 食事券「精算用封筒」使用時のご注意について

〈北海道商工会議所連合会〉

平素より、Go To Eat 食事券事業（北海道）にご協力頂き、厚くお礼申し上げます。

ご承知の通り、新型コロナウイルス感染拡大の影響による食事券販売の一時停止などのため、同事業は期間が延長となっております。

期間延長に伴い、3月末に事業者様宛に食事券の精算用資材（精算用封筒）を追加送付しておりますので、そちらの封筒をご使用願います。

当初送付の精算用封筒は、差出有効期間が「4月30日まで」となっており5月以降は利用できなくなっております。5月以降は、封筒の「差出有効期間（下記内容）」をお確かめの上、精算手続きをお願いいたします。

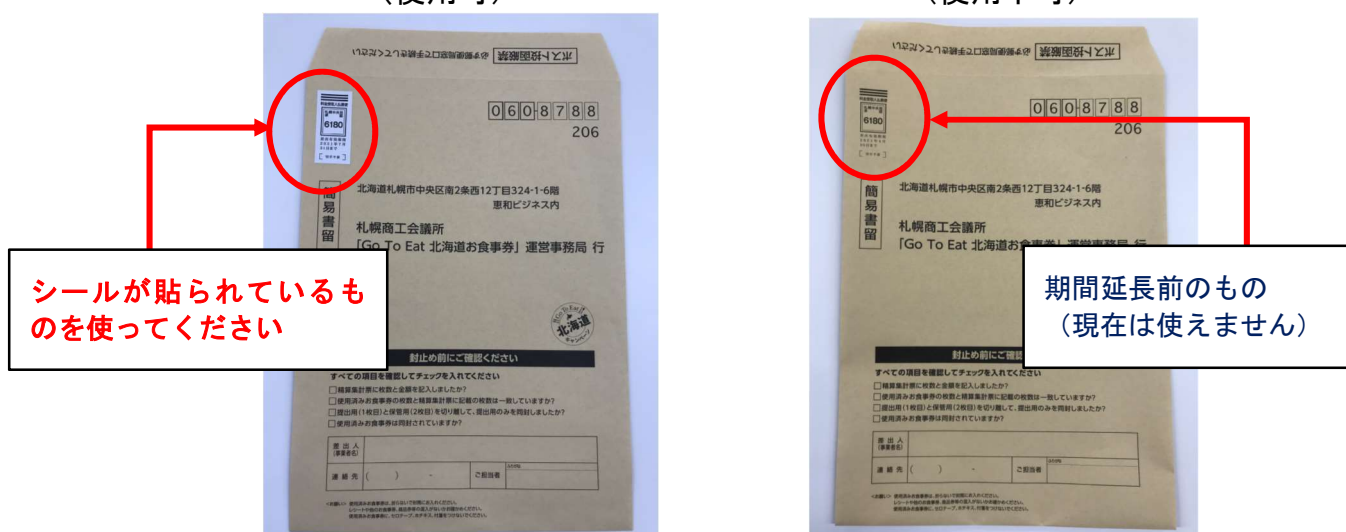
記

●精算封筒の変更

精算用封筒が使えるものはシールが貼ってあるものとなります。

(使用可)

(使用不可)



お問合せ先 取扱店用お問合せセンター 011-351-8645

※受付時間 平日 9:00~18:00 (令和3年7月30日(金)まで)